

12式地对艦誘導弾能力向上型（参考資料）

1. 背景

各国の早期警戒管制能力や各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、相手の脅威圏の外から対処を行う必要があることから、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」（令和2年12月18日閣議決定）において、スタンド・オフ防衛能力の強化のため当該装備品の開発を行うことが閣議決定された。

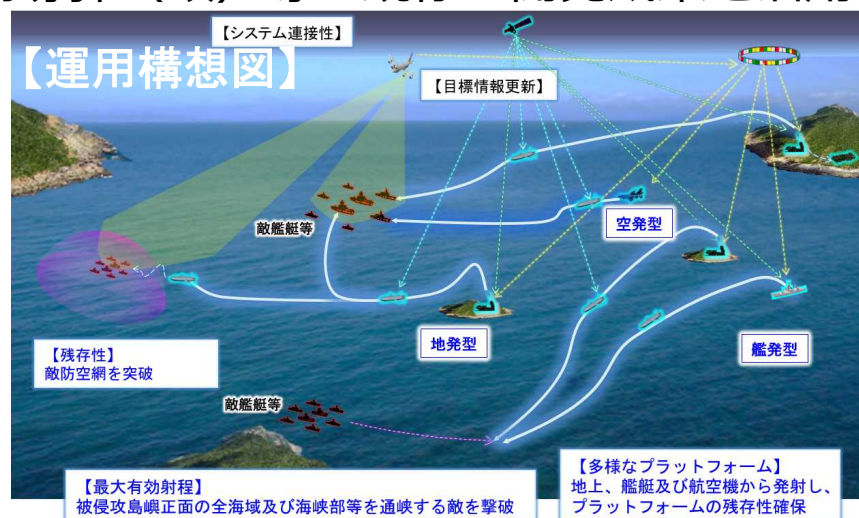
取得方法については、地对艦誘導弾の能力向上・早期装備化に向けた検討において、新たに開発事業に着手するか、海外の既存品（複数機種）から調達するかについて、各候補が要求性能を満たすか否か、「開発（海外の既存品においては改修）期間」を評価した結果、開発の候補のみが全ての要求性能を満たしつつ、低リスク・短期間での開発を実現できる見込みが得られたため取得方法として開発することを選択した。

2. 概要

本開発事業は、着上陸侵攻事態（本土及び島嶼）に際して相手の脅威圏外である遠方から火力を発揮して、我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外から対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力を迅速かつ柔軟に強化していくことを目的として対艦誘導弾の開発を行うものであり、早期に抑止力を確保する観点から、12式地对艦誘導弾（改）等の既存の開発成果を活用することで迅速かつ短期間で開発する計画である。

また、多様なプラットフォームに対応できる拡張性を確保し、各自衛隊をまたいだ装備品の標準化・共通化を図るものである。

地発型が令和3年度から、艦発型及び空発型の開発が、令和4年度からそれぞれ本格的に開始されており、地発型については7年度まで、艦発型が8年度まで、空発型が10年度まで実施される予定である。



検討に当たっての前提の整理について

3. 開発事業の流れ

誘導弾等の開発事業は、一般的に①官民で開発目標品の構想を調整した上で、②設計、③試作品の製作、④試験等の各段階を経て進められる。最終的には、官側が⑤発射試験等により、誘導弾等の要求性能の達成度等を確認することとなり、この後、大臣に開発事業の成果を報告※することとなる。じ後、量産の実施の判断を行う。

※ 研究開発の成果及び今後の進捗の見積り等の報告の資とするための報告

【イメージ】

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目～	
実施内容	★ 契約	▲ 計画審査	▲ 設計審査	▲ 完成審査	▲ 成果報告	● 部隊使用の承認	
	設計	試作品の製作			試験		量産
	開発					量産	

※以下の内容についてそれぞれ審査を実施する。

計画審査：計画の妥当性 設計審査：設計の技術的妥当性 完成審査：試作成果の技術的妥当性

上記①～④を行うに当たっては、官民で契約を締結することとなるが、一般的には開発事業の進捗状況や効率的な予算執行の観点から踏まえて、毎年度必要な範囲の契約を締結することとなる。

これらは、12式地对艦誘導弾能力向上型においても基本的に同様の考え方により、事業が進められている。

検討に当たっての前提の整理について

4. 現在の契約状況

令和3年度より地発型の試作に係る契約を実施中であり、令和4年度には、主に艦発型及び空発型の試作に速やかに着手するため、契約を本年4月1日に締結したところである。なお、いずれも5か年の国庫債務負担行為による契約であり、令和5年度以降においても試作に係る契約を予定している。

なお、令和3年度から実施中の試作（その1）では主に地発型及び各プラットフォーム共通部分の設計や各種試験に使用する誘導弾の試作のほか、発射装置や指揮統制装置などの地上装置に加え、各種試験を実施する際に所要のデータの取得や設計の検証などを行う専用試験装置を製作するための経費を見込んだものとなっている。

(百万円)

年度 (令和)	3	4	5	6	7	8	9	10
実施内容		試作（その1）				(33,547)		
		試作（その2）				(36,081)		
		検討中						

金額は、それぞれ令和3年度補正後予算額及び令和4年度当初予算額を記載。